

消費税引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

令和4年度

【歳入】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	310,000 千円
【歳出】	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	4,132,237 千円

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

事業名		予算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国県 支出金	市債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	146,437	16,845	0	4,010	15,004	110,578
	障害者福祉事業	679,917	484,361	0	1,900	23,157	170,499
	高齢者福祉事業	70,150	716	0	11,978	6,882	50,574
	児童福祉事業	1,349,947	646,017	0	42,180	79,174	582,576
	小 計	2,246,451	1,147,939	0	60,068	124,217	914,227
社会保険	国民健康保険事業	237,370	124,833	0	0	13,454	99,083
	介護保険事業	444,889	23,060	0	0	50,437	371,392
	後期高齢者医療事業	393,085	70,060	0	0	38,626	284,399
	小 計	1,075,344	217,953	0	0	102,517	754,874
保健衛生	保健衛生事業	619,764	105	35,000	11,824	68,510	504,325
	予防事業	136,275	56,784	0	170	9,486	69,835
	母子保健事業	23,088	8,832	0	15	1,705	12,536
	健康増進事業	31,315	1,314	0	119	3,565	26,317
	小 計	810,442	67,035	35,000	12,128	83,266	613,013
合 計		4,132,237	1,432,927	35,000	72,196	310,000	2,282,114

- 引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」にあてるものです。
- 社会保障施策に要する経費とは、制度として確立された年金・医療及び介護の社会保障給付並びに、少子化に対処するための施策に要する経費です。
- 充当については、事務職員の人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)等は除いています。